

(対大臣・副大臣・政務官)
4月16日(木)参・法務委

司法法制部 作成
安江 信夫 議員(公明)

問 裁判官を含む裁判所の職員の員数について、中長期的な戦略に基づいて定めるべきと考えるが、法務大臣の所見を問う。

〔前提—事件動向等を長期的に予測することは困難〕

裁判所職員の定員については、業務の性質上、事件の質や量といった事件動向が特に重要な考慮要素となる上、訴訟実務の在り方や充員の見込み等を踏まえて多角的に検討する必要がある。

これらを長期的に予測することは困難であることから、毎年、最高裁判所において必要な検討をし、必要に応じて所要の見直しを行っているものと承知している。

〔結論—裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応〕

裁判所の体制整備の在り方については、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において適切に判断されるべきものと考えているが、法務省としても、裁判所職員定員法を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、適切に対応してまいりたい。〕

【責任者：司法法制部司法法制課 丸山課長 内線■■■■ 携帯■■■■】